



# フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)

## 第2回特別教育のご案内

一般社団法人佐野労働基準協会  
株式会社人財学園

会員事業場の皆様には日頃より、当協会の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日7月24日(水)開催の、第1回特別教育を募集しましたが、受講希望者が多く4月10日(木)で定員をオーバーする応募者数となりました。

この応募状況から、(株)人財学園と協議の結果、2月1日から施行されていることから開催時期を開けずに、第2回特別教育を開催することとしましたのでお知らせ申し上げます。

### 記

1. 日時 2019年7月30日(火) 受付時間 午前8時40分  
講習時間 9時～16時20分
2. 開催場所 佐野市勤労者会館 会議室(佐野市浅沼町796 ☎0283-21-1830)
3. 受講料 11,000円(テキスト代・税込み)
4. 申込方法 同封しました申込書と、受講料、本人確認書類を添えて、**7月12日(金)**までにご持参下さい。(振込を希望される場合は、当協会にご連絡下さい。)
5. 定員 50名(定員になり次第締め切ります。)  
**修了証用写真につきましては、講習初日に会場にて撮ります。**  
**事前に準備していただく必要はありません。**

### <改正のポイント> 2019年2月1日より施行

#### ①「安全帯」の名称は「墜落制止用器具」に変更

従来の安全帯のうち「胴ベルト型(U字つり)」は、墜落制止用器具から除かれました。

#### ②墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は、「胴ベルト(一本つり)型」の使用ができる。

#### ③特別教育の義務化

なお、法が施行されて初めての教育ですので、作業経験のある方も安全に安全作業の知識と、使用方法の確認と学び取ることを目的としておりますので、6時間コースのみの教育です。

また、主催者として器具を用意してありますが、身体に合ったフルハーネス型墜落制止用器具をお持ちの方は、持参いただきますと、より身体にあった実技体験ができますのでご持参下さい。

**お問合せ等は、当協会(電話0283-24-6470)まで**